

## 改正国籍法に関する意見書

国籍法の一部を改正する法案が成立し、平成21年1月1日より施行されている。

本改正はこれまで、出生後、日本国民である父に認知された場合、日本国民の父と外国籍の母の間に婚姻関係が存在することが、国籍を取得する要件であったものを、婚姻関係が存在しない場合も日本国籍の取得を可能にするというものである。

この改正によって偽装認知等の違法行為並びに不正行為を懸念する声がある。よって、改正法案に対し父子関係の科学的な確認方法を導入することの可否について検討を行うなど、虚偽の届出を防止するために必要な制度運用に万全を期されるよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月30日

鹿児島県霧島市議会

内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
法務大臣	千葉景子様
総務大臣	原口一博様
外務大臣	岡田克也様
衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様